

令和5年度（2023年度）

第5回八王子市環境審議会

令和6年（2024年）2月16日（金）

本庁舎事務棟8階 805会議室

八王子市環境政策課

令和5年度（2023年度） 第5回八王子市環境審議会出席者名簿

会 長	沼 田 真 也	
副会長	西 川 可穂子	
委 員	櫻 井 達 也	
	中 島 裕 輔	
	藤 原 祥 子	
	大 竹 邦 江	
	榊 啓 子	
	西 山 茂	
	岡 村 優 子	
	上 村 邦 彦	
	前 村 久美子	
	戸 辺 清 文	
事務局職員	環境部長	平 本 博 美
	水循環部長	高 橋 徹 雄
	環境政策課長	安 岡 昭 司
	環境保全課長	石 井 正 光
	水環境整備課長	奈 良 智 昭
	環境政策課主査	田 中 良 篤
	環境政策課主任	吉 澤 遼
	環境政策課主事	牧 野 彩 希
	環境保全課課長補佐	原 田 広 幸
	環境保全課主査	米 本 光 治
	環境保全課主任	伊 東 圭 祐
	水環境整備課課長補佐	福 士 大 介
	水環境整備課主任	白 柳 かさね
	水環境整備課主任	山 田 啓 樹

令和5年度（2023年度） 第5回 八王子市環境審議会

令和6年2月16日（金）

午後2時00分から

本庁舎事務棟8階805会議室

次 第

- 1 第3次八王子市環境基本計画（素案）に係るパブリックコメントの結果について
- 2 八王子しみどりの基本計画改定の方向性について
- 3 八王子市水循環計画改定の方向性について

午後2時00分 開会

○沼田会長 ただいまより、令和5年度第5回八王子市環境審議会を開催します。

ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。出席が過半数を超えているため、会議の成立を宣言します。注意事項について、事務局より説明をお願いします。

○田中環境政策課主査 本日は、Webと対面それぞれからご参加いただいています。通信状況が不安定な場合等があるかと思いますが、あらかじめご了承ください。

Web参加の方は、発言をするとき以外はマイクをオフにしてください。発言の際は、Web参加の方は挙手ボタンを、対面参加の方は挙手をお願いします。また、発言の際は、お名前を言ってから発言していただくようお願いします。チャット機能などもご利用いただければと思います。

委員の皆様は、ご多忙の中、ご参加いただいておりますので、途中で退席される方は、そのまま退席していただいて構いません。

最後になりますが、本会議は会議録作成のため録画させていただきますのでご了承ください。ご協力のほど、よろしくお願いします。

○沼田会長 それでは、次第に沿って進行します。

議題1「第3次八王子市環境基本計画（素案）に係るパブリックコメントの結果について」、説明をお願いします。

○安岡環境政策課長 令和5年10月16日に、八王子市環境審議会より答申を受けました第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略（素案）について、パブリックコメントを実施しましたので、ご報告します。

パブリックコメントの概要は、資料1のとおりです。令和5年12月15日から1か月間実施し、5名から計20件のご意見が提出されました。意見の概要と市の考え方は、次ページ以降に掲載しています。また、この結果は市のホームページにて公表します。

パブリックコメントを受けての計画内容の大幅な変更はございません。軽微な内容の変更として、カーボンフットプリントのコラム追加や、より見やすくなるようにレイアウトを変更しました。

今後の予定ですが、現在、庁内に最終確認を依頼しており、それらの結果を踏まえて、3月下旬に新計画を市のホームページにて公表する予定です。

最後に1点、ご了解をいただきたく存じます。資料1-2計画冊子140ページに計画策定にご協力をいただきました本審議会委員の皆様のお名前等を掲載しています。本

掲載についてご理解いただけますと幸いです。

以上、説明を終わります。

○沼田会長 ありがとうございます。

計画に本審議会の委員名簿を載せて差し支えないでしょうか。基本的に掲載させていただきたいので、よろしくお願いします。

それでは、パブリックコメントについて、ご意見、ご質問等をお願いします。

○大竹委員 パブリックコメントのNo. 15に関して、中央地区環境市民会議でウグイの放流を毎年行っており、同様の指摘をいただきます。これは中央地区環境市民会議独自で行っているのではなく、国土交通省、文部科学省、環境省の3省が連携して、「子ども水辺再発見」として発足しました。それに基づき、八王子市も「水辺の楽校」として平成27年度から国土交通省に正式に登録されました。

水辺の楽校の会長は多摩川漁業協同組合浅川支部長です。また、水環境整備課が支援を行っています。私たち中央地区環境市民会議も一緒に支援しています。

主な活動として、5、6月頃に幼稚園児や小学生と一緒にウグイやアユの放流を行っています。その他、八王子浅川ガサガサ探検隊や水辺の環境教育、野鳥観察を行っています。元々、浅川にアユやウグイが生息していたので、放流することは、ここでの指摘のようなことでは無いと認識していますが、行うたびに意見をいただきます。

この場をお借りして、皆様のご意見をお伺いできたらと思います。

○沼田会長 ありがとうございます。パブリックコメントのNo. 15に関するウグイ放流の是非について、皆様のご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○櫻井委員 ガイドラインに従っていないという指摘だと思いますが、精査をされたことはありますか。

○大竹委員 漁業組合の会長が主で行っているため、大丈夫ということをお聞きしています。また、水環境整備課も支援しているので、影響ないという考えはいただいています。

○沼田会長 大きく分けて、2つの視点があると思われます。資源管理の視点でアユやウグイを放流しないと漁獲を維持できないため、放流と漁獲がセットになっている。漁獲の観点では、基本的に放流が違和感なく行われてきたものだと思います。

一方で、生物多様性の中で、遺伝的多様性という言葉が出てきています。そこにしかない固有の個体や集団がいる場合、別の場所から持ってきた魚を放流すると、遺伝的

に攪乱が起きてしまう、もともとそこに残っていた遺伝子が失われるのではないかということから、遺伝的な違いも考慮した方がよいという視点もあります。このガイドラインでも、遺伝的な多様性の話をしていると思われまます。

今まで行われてきたことに対して、新しい考えが入ってきた際にどのように考えるかという問題と、メリットデメリットを含めて、本当に必要かどうかという問題、様々なご意見があってしかるべきと思います。簡単に決められるものではなく、様々な価値観の中で最終的にどれを尊重して決めるかということになると思います。その際に皆様の率直な意見をいただければと思います。

○西山委員 ウグイ自体は日本固有のもので、昔からウグイはいた。日本古来のものに関しては、放流をしても環境に齟齬が生じるようなことはないと思いますので、いいのではないかと思います。

○戸辺委員 こちらはいつから放流されていたのでしょうか。

○大竹委員 詳細は不明ですが、浅川水辺の楽校が登録されたのが平成27年のため、その頃からだと思います。

○戸辺委員 今、調べたところ、ガイドライン自体が2005年に制定されています。当然、従前から放流は各地でやっていると思いますので、それと確実に合致するようなものではないと思われまます。

ある程度、双方の歩み寄りがあってしかるべきですが、ガイドラインに従っていないため基本計画の中で触れるのは不適切という判断までは、たどり着かないのではないかと思います。

○西川副会長 遺伝子の多様性を考えるとよいことなのかと思う側面もありますが、ウグイの放流結果は調べられていますか。毎年放流しているため、河川に適応していれば、ウグイが増加していると思われまます。その事実確認をもとに、今後、継続して必要なのか、子どもたちの環境教育としての放流はどの魚種がよいかなどの議論が始まると思います。調査結果を市のほうで把握していれば教えていただきたいと思われまます。

○奈良水環境整備課長 本市でウグイの数の確認は行っていません。ウグイを増やす観点もありますが、ウグイの増減よりも子どもたちに川に親しんでもらう環境学習の観点で行っています。

○西川副会長 放流したものが、固有種を食い散らかしていないかなどの弊害が分からないと判断がつかまませんが、恒例で行っていて、特にウグイが急増しているということで

なければ、恐らくはそれほど影響がないかと思います。しかし、生物多様性というアカデミックな観点から言えば、今後は調査をしていただくことも論点に入れていただいて対応するのがよいと思いました。

○沼田会長 今の視点は非常に重要で、放流がよいものとするよりは、よいかもしれないがリスクもあるものとして扱って考えていくことも、環境教育の中では大事だと思います。そのような観点で活動を行うのであれば、よし悪しも含めて考え、仕上げていくこともよいのではと思います。

また、漁獲のデータがありましたら、毎年どれくらい捕れているなども参考になると思いますので、漁協などと連携を取って調べていくことがよいと思います。

やはりメリットデメリットがあるものだと思います。さらに視点が生物多様性の視点と漁獲資源管理の視点で異なっており、どれを取るかで決まってくると思います。例えば、アメリカザリガニは、高い駆除圧力がかかっていますが、一部地域ではアメリカザリガニでしか生きものと触れ合う機会がない子どもが多数います。駆除をするのか、悪者扱いされているが触れ合う機会としているがよいのかということは議論すべきだと思います。

早急にどちらが良い悪いではなく、これまでのご意見を踏まえつつ、どのようにすべきかをみんなで議論する仕組みを考えていただければと思います。

続きまして、議題2「八王子市みどりの基本計画改定の方向性について」、ご説明をお願いします。

○石井環境保全課長 「八王子市みどりの基本計画中間改定の方向性について」、ご説明します。

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づく、みどりに関する総合的な計画です。現行計画は、計画期間を令和2年度から令和11年度の10年間とし、対象とするみどりを花や樹木のほか、公園緑地などが一体となった自然的空間と定義しています。基本理念のもと、みどりの質の向上、量の確保、みどりを守るパートナーづくりの3つの基本方針に基づき、10の施策方針と4つのリーディングプロジェクトを含む27の施策で取り組んでいます。

本計画の位置付けは、市の最上位計画である八王子未来デザイン2040のもと、上位計画に環境基本計画と都市計画マスタープランがあります。また、関連する個別計画や国、都における関連法令などと連携しながら施策を展開しており、水循環計画とも連

動しています。

次に上位計画についてです。八王子未来デザイン2040では、みんなで目指す2040年の姿を11項目設定し、このうち10、11番が該当します。都市像6「一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち」に最も貢献し、市民それぞれが環境に配慮し、みどりの機能を活かし、その恵みを受けている姿を描いています。

本計画の上位計画である環境基本計画、都市計画マスタープランについてです。

環境基本計画は、令和6年3月に新たに生物多様性地域戦略と一体化を図った第3次環境基本計画として策定されます。今回の改定では、変化が続く環境、経済、社会の側面及び生物多様性地域戦略との一体化を踏まえ、全ての環境施策を進めていく上での総合的・横断的な目標として、基本目標を3つ設定しています。

現在、改定を進めている第3次都市計画マスタープランでは、みどり及び都市計画・都市景観に関する見直しのポイントとして、みどりについて、まちづくりの活用を通じた質の向上や、その適正な管理を目的とした戦略的な土地利用の誘導を示し、みどりの質の向上が視点に置かれています。

続いて、国や東京都の動向と社会的背景についてです。まず、生物多様性について説明します。生物多様性とは、特有の個性を持つ様々な生きものが、様々な異なる環境の中で、お互いの個性を生かしながら直接的・間接的につながりあっていることです。私たちが存在し、日々生活する中において、生態系から様々な恵みを享受していますが、それらの恵みは生態系サービスと呼ばれ、供給・調整・文化的サービスと、それらを支える基盤サービスの4つに分類されています。

現代は、第6の大量絶滅時代と言われており、身近な動植物についても絶滅リスクにさらされています。

このような状況を受け、国際的な枠組みである第15回生物多様性条約締約会議（COP15）において、昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択されました。

国においては、令和5年3月に生物多様性国家戦略を策定したほか、国際的な取組である30by30目標を達成するため、環境省において、自然共生サイトの認定が本年度から開始されています。

東京都においても、生物多様性地域戦略を策定したところで、東京におけるあるべき姿として、市街地のみどりの質の向上やエコロジカル・ネットワークの構築を掲げています。行動目標の一つに、自然の機能を活用した社会課題の解決として、グリーンイン

フラによる減災機能の強化を挙げています。

グリーンインフラですが、国の定義によると、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフトの両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組とされています。この5年程度の間、まちづくりの重要な概念として浸透し、その考え方を都市計画マスタープランやみどりの基本計画に盛り込む自治体が増えています。国は今年度、グリーンインフラ推進戦略2023を策定し、自然と共生する社会の実現に向け、安心・安全、まち、ひと、しごとの4つの柱と、それらを横断する形で、グリーンインフラのビルトインに向けた7つの視点を示しています。7つの視点の中で特に重要とされたのが、連携の視点で、役所内の連携、木材利用が進むことでの森林保全、地域の活動団体間、世代間など多岐にわたる連携の視点が示されています。また、評価の視点では、企業が自社の環境問題の取組を示す必要性に迫られており、その評価方法について検討が重ねられています。

次に、社会的背景の変化です。人口減少・少子高齢化による担い手不足や公園等の社会資本の老朽化、今後発生する空き家などの民有地の管理不全は、自然、防災、生活環境でのリスクを高めます。その中でも、コロナ禍を契機として、公園などの身近なみどりの重要性が再認識されたほか、防災、地域振興、生物の生息地においてみどりの重要性が高まっています。

続きまして、計画期間前期における成果を4つのリーディングプロジェクトでご説明します。

リーディングプロジェクト1つ目の具体的な取組は、八王子駅南口集いの拠点整備です。一人当たりの公園面積が相対的に小さい中央地域に新たに整備される集いの拠点は、令和3年度以降、用地取得、PFI事業者の選定が行われ、本年度は整備される施設や植栽をテーマとした市民ミーティングが開催されました。植栽をテーマとした市民ミーティングでは、敷地内において、本市の自然環境を郷土の山や歴史の山などの8つの山と、3つの広場により表現していくことが事業者から提示され、市民参加による自由な意見をいただいています。

リーディングプロジェクト2つ目の取組では、市民主体によるまちなか緑化を推進しています。市制100周年に合わせて開催した全国都市緑化はちおうじフェアをきっかけに始めたグリーンパートナー養成講座を継続実施し、市内各所の花壇づくりを行う市民ボランティアを育成し、八王子駅前のマルベリーブリッジや市内の公園などにある花

壇を整備する活動団体に修了生が参加し、質の高い花壇整備による景観の形成に取り組んでいます。今後も、継続して活動する市民のステップアップの機会の提供や、地域の町会などの単位でつくるコミュニティ花壇の増加を推進していきます。

リーディングプロジェクト3つ目は、上川の里における多様な主体と連携した保全と活用の推進です。都内でも有数な里山環境が残る上川の里での取組については、「上川の里保全と活用の方針」を策定し、稲作体験を通じた環境学習や食育の場、地域コミュニティの場として活用しています。また、保全と活用の方針により、市の取組の考え方を示したことで、本田技研工業、NTTドコモ、コカ・コーラなどの企業や地元NPO、市民団体を含め、計8団体との保全活動協定締結に至っています。今後、様々な団体による活動の幅を広げるために、民有地の取得や特別緑地保全地区の追加指定を検討しています。

リーディングプロジェクト4つ目は、子どもにみどりの価値を継承する取組の推進についてです。北野環境学習センターでの浅川に生息する生きものなどの展示のほか、企業との連携による自然体験、環境学習イベントにおいても、内容が充実した企画が多く参加者から高い評価を得ています。一方で、市民団体の中で担い手の確保や活動団体間のネットワークの強化が課題として挙げられています。

本計画の目標ですが、指標1のみどりの総量では、総量の維持を目標としており、緑被率やみどり率は今後算出します。保全対象としたみどりの面積は、現時点では計画策定時よりも7.3ha減少しておりますが、今後、南口集いの拠点などによる増加が見込まれています。

指標2の市民一人当たりの都市公園面積では12.5㎡を目標値としており、公園整備の進捗及び集いの拠点のオープンにより、計画期間での目標達成を見込んでいます。

現行計画の評価と課題ですが、27施策に対しての進捗状況では概ね計画どおりとなっています。しかしながら、今後の展開を見据えたときに、大きく2つの課題が挙げられました。

1点目が、民有地のみどりの確保や管理不全です。生産緑地の指定期間満了に伴う宅地化とともに、山林の荒廃や空き家化が進み、その管理不全から草の繁茂、高木化、ナラ枯れ等への対応が求められています。

2点目が、みどりの保全活動などの担い手不足です。現在活動している方の高齢化や、新たな担い手の発掘が課題となっています。

国等の動向を含めた背景と計画前期の取組、課題を受けた中間改定の方向性をご説明します。改定の方向性として、既存施策の推進に当たり、基本理念、基本方針はそのままに、次の3つの視点に即した取組の強化を検討していきます。

1点目が、生物多様性の視点です。環境基本計画や国等の動向を踏まえ、生物多様性を持つ意義をみどりの保全や活動につなげていきます。

2点目が、民有地のみどりの保全の視点です。今後、自然環境や社会情勢の変化に伴い、顕在化する民有地の管理不全による問題に対して、法や制度を活用した取組を検討していきます。

3点目が、担い手の確保の視点です。環境教育によるみどりに関する意識の醸成とともに、人材育成や民間企業との連携を図っていきます。

以上、説明を終わります。

○沼田会長 ありがとうございます。みどりの基本計画は策定から5年が経過しており、国の情勢等も踏まえ、改定が必要な部分について変えていくこととなります。先ほど諮問が行われ、審議会で議論を進めることになりました。

事務局の説明のとおり、中間改定の方向性は、複数の課題があるなかで、主に生物多様性の視点や民有地に関する視点、担い手確保の視点を考えているとのこと。これらの方向性について、ご意見をいただければと思います。

○櫻井委員 みどりの定義について、まず目標として緑地の保全と緑化が方向性であり、その目的が生物多様性という流れになっていると思います。そこに気候変動の適応策を足せないかというところがあります。緩和策は難しいと思いますが、適応策であれば八王子市ならではの適応策につながるものも出てくると思います。このみどりの基本計画の中に適応策をどのように絡められるかという視点を追加していただいたほうが、結びつきをさらにアピールできるのではと思います。

緑化は、生物多様性以外にも治水や防災にもつながると思います。例えば、コペンハーゲンでは、アスファルトを全部緑化し、治水対策や適応策を進めているところもあります。そのようなことをみどりの基本計画の中にもうまく反映していったほうがよいと感じました。

○沼田会長 ありがとうございます。今のご意見は非常に大事だと思います。「みどり」というと、「みどり」のことばかりになりがちではありますが、ご意見のように、同時に発生している様々な環境問題と関連づけながら、みどりの機能を高めていくことは非常

に大切だと思います。

- 石井環境保全課長 みどりの機能という表現で、計画の中で6つの機能を記載しています。1つ目が環境保全・改善、2つ目が都市防災向上、3つ目がレクリエーション、4つ目が景観形成・創出、5つ目が地域コミュニティ形成、6つ目が子育て・教育です。

委員のご意見のように、防災機能についてもみどりの基本計画の中で組み込んでいます。コペンハーゲンのお話がありましたが、富山でもモノレールの下を緑化することにより、グリーンインフラの視点での取組を行っています。委員からいただいたお話を確認させていただき、表現していきたいと思います。

- 中島委員 適応策の中であまり触れられていないと感じたのが、ヒートアイランド対策として木陰が非常に重要になっており、さらにエネルギーを使わないので、みどりのカーテン、グリーンカーテンにも通じるところがあると思います。それがゼロカーボンシティにもつながると思いますので、みどりの様々な質の中に、環境負荷削減にもつながる内容があることを織り込んで伝えるとよいと思います。

また、環境教育の担い手不足の課題がありました。様々な取組の中でも、環境学習センターでの取組など、どうしても関心がある人は来るけれども、関心がない人には伝わらないところもあると思います。生活に関わるみどりの価値は、小学校の家庭科・生活の時間で、みどりの価値を発表するなど、もう少し場を増やして環境教育につなげていくことも必要と感じました。

- 沼田会長 他にも、様々な期待される機能がありますので、それらが発揮されることも基本計画では考えていくべきと感じました。

- 大竹委員 19ページに明神町なかよし公園の記載があります。2021年にできた公園で、公園アドプトに登録して花壇の手入れを行っています。近くに第四小学校があるため、学校の美化委員と一緒に花植えをしています。公園を利用する人も多く、花もきれいで喜ばれていますが、木陰がありません。そのため、夏は非常に暑く、木陰の設置を要望します。また、こちらは防災拠点にもなっており、かまどや仮設トイレもあるので、地域住民は何かあってもそこに行けばトイレは安心という話はしています。

次世代を担う子どもたちですが、私たち環境市民会議は子どもたちとも一緒に活動しているため、次の担い手は少し安心しています。

- 櫻井委員 担い手確保について、東京都グリーンキャンパスプログラムの実施状況はいかがでしょうか。

- 米本環境保全課主査 グリーンキャンパスプログラムは、都立大学と一緒にやらせていただいております。地域の活動団体と大谷や暁町にある東京都の指定緑地をフィールドとして毎年実施しています。
- 櫻井委員 最近、高校では探求科目があり、大学でもPBLを行う必要があります。我々もそのようなフィールドが本当に欲しいという立場です。マッチングのシステムを考えていただくと、高校・大学との接続がうまくいくのではないかと感じています。
- 沼田会長 担い手不足は個人的にも相当問題と思っており、新しい仕組みをつくらないと今後持たないと感じています。マッチングなど、様々なアイデアが私たちの周りにはあるはずですので、上手く組み込みながら、担い手の確保の問題をどう考えていくかについて議論を進めていただければと思います。
- 西山委員 環境問題の解決には、継続した長い期間を要することから、子どもたちの教育、小学校・中学校・高校での環境についての教育を深くしたほうがよいのではないかと思います。その中で、基本方針の中に、次世代を担う子どもたちの教育などを入れた方が、捉え方としてはよいのではと思います。
- 沼田会長 今頑張っても未来につながらなかったら、意味がないことになってしまいます。そのため、教育の視点は無視できないものと考えますので、検討いただければと思います。
- 石井環境保全課長 基本方針の中に環境教育による意識の醸成の視点があります。環境教育は非常に重要で、子どもの頃から自然のフィールドで遊ぶ実体験が次につながると考えています。子どもが里山に行き、自然と触れ合うことが、大人になった際に自分で行動を起こし、自分の子どもにもつなげてくれると期待しています。
- 沼田会長 大事な意見だと思います。ただ、環境教育だけではなく、地元が好きという視点も非常に重要だと思いますので、広い意味で地元や自分たちのまちが好きになるような教育のやり方を考えていただくとよいと思いました。
- 戸辺委員 担い手づくりについて、クール・ネット東京は、グリーンキャンパスプログラムを運営している東京都環境公社が母体です。
- 担い手が少ないため、平成27年から「里山へGO!」という形で東京都の緑地・里山に触れていただくプログラムを開始しました。親子で参加して、田植えや栗拾いなどで、まず里山に触れていただいております。毎年実施しており、好評をいただいております。その中で、実際にボランティア団体の補助になる担い手育成のため、中級者プログラム

により里山で活動していただく中級者を育てて、さらに現場のボランティアの方と作業するサポーターとして、安全知識の講習までしています。現在、30名以上のサポーターの方が登録しています。平成27年から始めて、ここにまでたどり着くのに10年かかりました。息の長い計画を立てられないと、担い手づくりは難しいと思います。

○沼田会長 継続していかないとできないことなので、様々なことを試しながらやっていただけると非常によいと思います。

最後に1点、質の向上で生物多様性の視点があると思います。生物多様性を高めることや生きものが住みやすい環境をつくることは大切ですが、ここはまちで人が住んでいる場所のため、生物多様性の視点よりは、生物多様性とそれらがもたらす生態系サービス、そのような機能を高める視点でやっていただくのがよいと思います。生物多様性だけでいくと、生きものが生息していればよいというように、少し誤解されるところもあると思いますが、我々としてはそれがもたらすサービスが高くなることが望ましいように思います。そのため、少し文言的な話ですが、気をつけていただければと思います。

それでは、議題3「八王子市水循環計画改定の方向性について」、説明をお願いします。

○奈良水環境整備課長 「八王子市水循環計画の中間改定に係る基本的な考え方について」ご説明します。

水循環計画は、みどり豊かな八王子に本来備わっていた水循環機能の再生と自然と共生するまちづくりを目指し、平成22年度に策定した計画です。計画に基づき、雨水浸透の推進や水をテーマとした地域づくり、豪雨対策などの施策を進めてまいりました。水循環部の最上位計画となっており、今回が第2次計画の中間改定を行うものです。中間改定は、みどりの基本計画と同時期となっています。

目的について、ご説明します。水循環計画は、平成22年から令和元年度の第1次計画を経て、令和2年3月から第2次計画としての前期5年が経過しています。取組の進捗状況や社会状況の変化を踏まえた中間改定を行うため、基本的な考え方や進め方について審議したいと思います。

現行の水循環計画について、基本的な考え方をご説明します。水循環計画は、水循環基本法を根拠としており、人と水とのよき環をつくり、次世代への水の恵みをつなげていくことを基本理念として、環境、利水、治水、それぞれの視点から将来像を掲げております。こちらに基づき、3つの基本方針を定めており、方針ごとに施策を展開してい

ます。

水循環計画の位置付けは、各関係法令に準拠するとともに、本市の最上位計画である八王子未来デザイン2040を基本に、環境基本計画を上位計画としています。また、今後改定予定である都市計画マスタープランや関連計画と整合を図りながら改定します。

次に、水循環計画の現状について2点説明します。

1点目に社会情勢等の変化についてです。八王子未来デザイン2040や環境基本計画が改定されていること、また、関連計画である都市計画マスタープランや環境関連の計画などが改定されることが挙げられます。

次に、国の動きとして、水循環基本法が一部改正され、「地下水の適正な保全及び利用」が国及び地方自治体の責務・基本的施策として明記され、地下水に関する情報収集、保全及び利用に関する協議会の設置、採取の制限など、必要な措置を講ずるよう努めることが追加されました。

さらに、河川法をはじめとする流域治水を進めるための関連法が改正されたことも挙げられます。また、東京都の動きとして豪雨対策基本方針が今年度改定され、気候変動対策の強化などから、都内全域の目標降雨が65ミリから75ミリに引き上げられ、プラス10ミリの対応が求められています。詳細等については、今後示されると思いますので、東京都の動向に注視して対応していきます。

2点目として、前半5年の施策の主な取組状況と成果についてです。3つの基本方針に対し、5年間の取組状況を各関連部署に照会しました。まず、基本方針1に関しては、概ね順調に経過しており、管理指標の状況も、4項目とも概ね目標に向けて順調に推移しています。また、管理指標の目標達成に向けた具体的な取組についてですが、雨水流出抑制について、これまで流水保全を目的として、雨水浸透施設の設置や民間施設での設置補助の他、開発行為等に関する指導も進めてきました。令和4年3月には、総合的治水対策を改定し、早期対策地区を設定のうえ、雨水排水施設の整備や大規模な雨水浸透施設の設置などの治水対策を進めています。今後、浸水被害の軽減に向けて、さらなる取組と強化が必要と認識しています。また、水辺を育てる、親しむ取組として、湧水等の親水空間整備や市民協働での水辺の生きものの調査、環境学習を推進しています。今年度は学校教育部と連携を図りながら、市内小学校に水辺に親しむ取組を展開しています。今後も市民や大学とも連携し、水辺の活用を進めていきます。

基本方針2と3の取組についてです。方針2についてはインフラ整備において、し尿

処理施設の老朽化への対応が課題です。北野地区の編入、下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の維持管理や改修工事を進めており、下水道事業経営戦略を策定し公営企業の経営も進めています。しかしながら、し尿が減少傾向にあるものの、重要な施設である、し尿処理施設の老朽化への対応が今後の検討課題です。

方針3として、川と湧水に関する施策においては、水辺の活用を推進する川と湧水・水のまちづくりプロジェクトについて、これまで湧水ネックレス構想の拠点と位置付けている船森公園の湧水の活用整備、浅川・南浅川の水辺活用の取組、通称ミズカツと呼ぶ実証実験を進めています。今後は水辺の活用の取組が長年積み重ねてきた成果を踏まえ、新たな展開が必要と考えています。

これらを踏まえ、中間改定に向けた課題として4点挙げています。

1点目は、東京都豪雨対策基本方針の改定、適正な地下水保全について規定された水循環基本法の改正に伴い、雨水浸透取組の強化・見直しをするものです。

2点目は、現在改定作業中である第3次環境基本計画が生物多様性地域戦略と一体に策定されているものであり、現行計画上の施策である生きものの棲む水辺を育てる施策をより推進し、水辺空間整備、水辺に触れ合う機会の創出など、水辺や生きものに親しむ施策のさらなる取組が必要と考えています。

3点目は、ライフラインの整備についてです。こちらに関しては、老朽化した、し尿処理施設を広域化・共同化に関して計画への位置付けが必要と考えています。

4点目は、水辺空間の活用についてです。湧水については、これまでの取組を検証し、河川については水辺の活用実験の経過を踏まえ、水辺の活用の新たな施策展開を検討する必要があると考えています。

以上の取組状況や課題を踏まえた審議内容です。

改定の方向性は、中間改定のため、基本的な考え方は継続しますが、以下の2点を修正します。まず、前述の上位計画及び法令改正等の整合を図り、社会情勢等の変化に適合する形とします。そして、5年間の取組を踏まえ、これまでの施策を評価するとともに、防災、減災機能の観点を含めた新たな視点を加味し、施策の再構築を行うこととしています。

主な4つの課題について、施策を検討する際の新たな視点を例として記載しています。キーワードとして、グリーンインフラ、生物多様性の保全、災害時のネットワーク、地域振興、市民協働の視点で整理を考えています。

最後に、策定スケジュールですが、今後ご意見をいただき、反映しながら作成を進めます。最終的には令和7年3月の中間改定を目指します。説明は以上です。

○沼田会長 ありがとうございます。こちらみどりの基本計画と同様に諮問をいただき、中間改定の方向性について議論をさせていただきたいと思います。何かご質問等あればよろしくお願いたします。

○櫻井委員 し尿処理施設の広域化・共同化について、少し具体的なお話を伺ってもよろしいですか。

○奈良水環境整備課長 下水処理場は八王子市で処理をしておらず、東京都の水再生センターで処理をしています。それがいわゆる広域化です。し尿の広域化と共同化は、し尿を水再生センターで受けもらえるのか、もしくは他の市町村と一緒に1つの施設を造り、効率化を図るかという観点も考えて対応していく形になります。

○高橋水循環部長 補足ですが、下水道については編入という形で東京都が一元化して処理しています。しかし、そこで対応できない浄化槽から出てくる汚泥やくみ取りのし尿は引き続き、北野の旧下水処理場にプラントがあり、そこで処理をしている状況です。それが40年以上も稼働しており、そちらの老朽化も深刻な問題になってきているので、下水道と同様に共同化、広域化の視点で対応を考えていく必要があります。

○櫻井委員 問題点としては、下水道とくみ取り、その二つで共同化と広域化を検討していくということですか。

○高橋水循環部長 下水道については一定の整理がついていますので、行政部門ではし尿と呼ばれるそれ以外の生活排水についての処理の広域化、共同化です。

○櫻井委員 ありがとうございます。

○沼田会長 主に老朽化が問題なのは、北野の施設ですか。

○奈良水環境整備課長 北野が40年経過していることから、建て替えを本市だけとするのではなく、広域化や共同化も含めて検討していきたいと考えています。

○沼田会長 ありがとうございます。

かなり野心的な話も入っており、環境教育などで水辺空間を利用することはよくあると思いますが、水辺活用の施策で実証実験など、新しい考えも含まれていると思います。

○西山委員 災害があったときに下水に汚水を流せるのかどうかを伺いたいです。例えば、道路の汚水マンホールに簡易トイレをつけて、流した場合は大丈夫ですか。私どもの町会、自治会でも、行って大丈夫かという意見があります。簡易トイレを買って、ストッ

クしている町会もあります。流していいのか、流すともしかしたら下水管がゆがんでいて、別の場所で噴いてしまうことがあるかもしれない。もし、この中に組み込めるのであれば、このような形を基本にするということを載せられればよいと思います。

○奈良水環境整備課長 災害の観点は重要であり、下水道につながるマンホールの上にトイレを設置したマンホールトイレがあります。また、町会、自治会向けの訓練も行っています。ただ、ご意見のように下水管が壊れていれば、その先はつながらないことがあるので、仮設トイレという考え方もあります。災害については市の別の計画もあるので、水循環計画の中でどこまで記載するかはこれからの動きになりますが、災害が起こったときの対応はしっかりと考えていければと思います。

○西山委員 庁内で、このような場面があったときにはこうしてくださいという回答ができるような形を取っておいていただければと思います。

○奈良水環境整備課長 水環境整備課と水再生施設課が同じ部にありますので、そこでもしっかり考えつつ、防災課とも連携を取っていきたいと思います。

○沼田会長 災害に関しても起こるものとして考えなければならない時代であり、水循環計画の中でも、災害の観点で見ると、視点も変わってくると思います。

○岡村委員 下水道処理はCO<sub>2</sub>排出が比較的多い施設ではないかという認識を持っています。老朽化の話がありましたが、今後どのような設備にしていくかなどの計画については、水循環計画の中で検討されることなのか、そのような細かいことは別の段階なのか、お伺いできればと思います。

○奈良水環境整備課長 広域化では、施設が1つ減るため、当然CO<sub>2</sub>排出量は減ります。ただし、各自治体の考え方や設置場所など、様々な問題があります。市としても広域化、共同化を進めていく中での課題を検討していきますので、実際どこでやるというところまでは本計画の中には記載できません。近い将来では、そのような部分をしっかり考えなくてはいけない。その第1弾ができればと思っています。

○中島委員 最近、ゼロエネルギービル、ZEBやゼロエネルギーハウス、ZEHという言葉があるように、ゼロカーボンビルという言葉が出てきています。アメリカの認証機関のLEEDでは、ゼロカーボンビル認証も始まっています。日本ではこれからという状況ですが、大きなオフィスビルでは大手設計事務所がゼロカーボンビル化を目指した設計なども始まっています。ゼロカーボンビルの認証としては、ビルの中の節水や雨水利用だけではなく、敷地内に浸透させる分など敷地を含めたかなり細かい計算になって

います。地域レベルの話もあったりするので、今はまだ少し早いかもしれませんが、今後そのような国際的なビル資源の有効活用の流れの中で、建物の建設に合わせて、地域全体としての水利用、水循環を考えることも必要になってくると思います。もし、そのような話で議論されているようなことがあれば教えていただければと思います。

○奈良水環境整備課長 東京都豪雨対策基本方針の中では、水害に強い家づくり、まちづくり対策で、グリーンインフラも含めて、高台のまちづくりなどありますが、まだこれからの状況です。そのような視点もしっかりと入れるべきとは考えています。

○沼田会長 ありがとうございます。今のお話では、グリーンインフラの視点も当然含まれると思います。また、ビルの中で水をうまく使って負荷を減らすことやエネルギー消費を減らすなど、様々な考え方が世界では出てきていると思いますので、引き続き調査しながら、検討を進めていただければと思います。

○櫻井委員 目標降雨10ミリ引き上げに関する対策は、これから検討されるということですか。

○奈良水環境整備課長 まだ東京都から詳細が出ていないため、今後対策を検討し、計画の中に位置付けていく予定です。雨水浸透だけで対策するのか、それ以外に調整池などの別の対策が必要かなどの検討が必要であり、10ミリ達成は高いミッションだと考えています。

○櫻井委員 相当な検討が必要になってくると思います。スケジュール感がまだ読めない部分もあると思っており、今後大変になることを感じました。

○沼田会長 治水対策全体としてどうしたらいいかということが非常に大事になってくると思います。こちらについても引き続き、検討を進めていただければと思います。

○西山委員 東京都豪雨対策基本方針が65ミリから75ミリに引き上げられたとありますが、これは八王子市としてはどうでしょうか。

○奈良水環境整備課長 東京都が気候変動に対応するため、本市だけではなく都内全域で10ミリ引き上げています。東京都や国の河川整備との連携や下水道整備、流域治水などで浸水被害を防止するための対策を行わなければならないと思っています。

○西山委員 着手はこれらですか。

○奈良水環境整備課長 今の65ミリに対しての対策は行っており、それをスピードアップさせるのか、違う施策をするのかということも、今回の計画の中で考えていければと思っています。

- 沼田会長 水辺の生きものに親しむ施策の推進の中で、環境学習の場や担い手の発掘があるかと思いますが、水辺環境に関する活動でも担い手不足は深刻でしょうか。または、みどりとはまた少し違う特徴があるのでしょうか。
- 奈良水環境整備課長 そちらはみどりと同じ状況で、やはり担い手が少ないというところがあり、大学生やボランティアの方たちを入れないと、やっていけないと思っています。環境学習をするには、学生や地域の方との連携や育成が必要と思っています。
- 大竹委員 毎年小学4年生に対して、実際に川に入っただけの環境教育を支援しています。今年度は28校にさせていただきましたが、本当に担い手が不足しています。担い手は誰でもすぐにできるものではないため、担い手を養成する講座を行っていますが、実際の川の学習は小学校の授業で行うため、平日の午前中に行います。そのため、担い手がおらず、私たちも今後どんどん高齢化していくため、切実な問題です。
- 沼田会長 同様な問題を抱えているので、新しい仕組みも同時に考えなければいけないと思います。ただし、川とみどりで異なるのが、川は様々な自治体ともつながっています。そのため、このような活動や他の観点でも連携が取れるとよいと思います。また、もう少し広域の自治体が存在感を持って活動されてもよいのではと思います。必要があれば、そのようなところに対して積極的に働きかけをしていくのもよいのではと感じました。
- 沼田会長 他になければ、こちらの審議につきましては終了します。貴重なご意見ありがとうございました。ご意見等あれば環境政策課までご連絡いただければと思います。最後に事務局から連絡事項をお願いします。
- 田中環境政策課主査 事務局よりご連絡します。今年度の八王子市環境審議会にご協力賜り、誠にありがとうございました。11期委員の任期は本年4月29日までとなっていますが、本年度の会議は本日で全て終了しました。また、今回をもちまして8年間環境審議会委員を務めてくださいました西川副会長、荒井委員が任期満了となります。本日、オンラインでご出席の西川副会長から簡単にご挨拶をいただければと思います。
- 西川副会長 この審議会に委員として8年間務めさせていただきました。振り返るとあっという間でしたが、年々取組む政策が変化しており、市政の環境に関する諸問題も刻々と変化していることを、審議会に参加することで意識でき、大変勉強になりました。この場をお借りして、市役所の環境政策課の皆様、それからメンバーの皆様にお礼を申し上げます。無事に務めさせていただきました。誠にありがとうございました。

○田中環境政策課主査 西川副会長、ありがとうございます。その他の委員の皆様にはご推薦の状況もあるかと存じますが、次期環境審議会も引き続きご就任いただければ幸いです。後日、ご就任に対して事務局よりご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

次回は、来年度の7月頃に第1回審議会の開催を予定しております。今回に続いて、八王子市みどりの基本計画、八王子市水循環計画についてご意見をいただきたいと考えております。委員の皆様にはお忙しいところ恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上になります。

○沼田会長 ありがとうございます。今年度並びに昨年度につきましては、環境基本計画の改定という非常に大きな仕事にご尽力いただき、改めましてお礼申し上げます。次年度以降も審議が続きますので、ご協力いただける委員の皆様方につきましては引き続き、よろしくお願いいたします。

以上で、令和5年度第5回八王子市環境審議会を閉会します。

午後3時30分 閉会